

建設業労働安全衛生マネジメントシステム

令和7年度

# コスモス説明会

令和7年 7月15日(火)

令和7年 9月12日(金)



建設業労働災害防止協会

建設業労働衛生安全マネジメントシステムセンター

(コスモスセンター)

# 説明会参加に関するお願い

- Zoomの表示名に受講者No.を入れてください。  
(会社名・氏名の表示は任意です)
- カメラをオフ、マイクをミュートにしてください。
- 本説明会は記録のため、ホストPCで録画を行います。画面上の通知が出たら続行を押してください。なお、録画の提供はございません。
- 説明会中に事務局にどうしても伝えなければならないことがありましたら、チャット又は電話にて連絡してください。(TEL:03-3453-1306)

# 令和7年度 コスモス説明会 次第

- |             |                                    |
|-------------|------------------------------------|
| 13:30~13:35 | 開講挨拶                               |
| 13:35~13:50 | コスモスの必要性と導入の効果                     |
| 13:50~14:30 | 「コスモス」について<br>ーコスモスガイドラインのポイントー    |
| 14:30~14:40 | (休憩)                               |
| 14:40~15:20 | 中小規模建設事業場向けコスモス<br>「コンパクトコスモス」について |
| 15:20~15:25 | 質疑応答                               |
| 15:25~15:30 | 閉講挨拶                               |

# 令和7年度 コスモス説明会 次第

◎本説明会で「コスモス」と称しているものは、平成30年4月1日に改訂公表された「ニューコスモス」(NEW COHSMS)のことです。  
建災防ホームページや発行済の書籍等には、ニューコスモスの文言が残っていますが、順次コスモスに統一されていく予定です。

## <経緯>

建設業労働安全衛生マネジメントシステム(コスモス)ガイドライン

- ・平成11年11月16日 公表
- ・平成18年 6月 1日 改正
- ・平成30年 4月 1日 改訂公表

※これまでのコスモス(旧コスモス)と区別するため、ニューコスモスとして公表

- ・令和7年4月以降、順次コスモスの名称に統一  
(理由)①平成30年の改訂公表から7年が経過していること  
②旧コスモスでの認定建設事業が皆無であること

# 1 コスモスの必要性と導入の効果



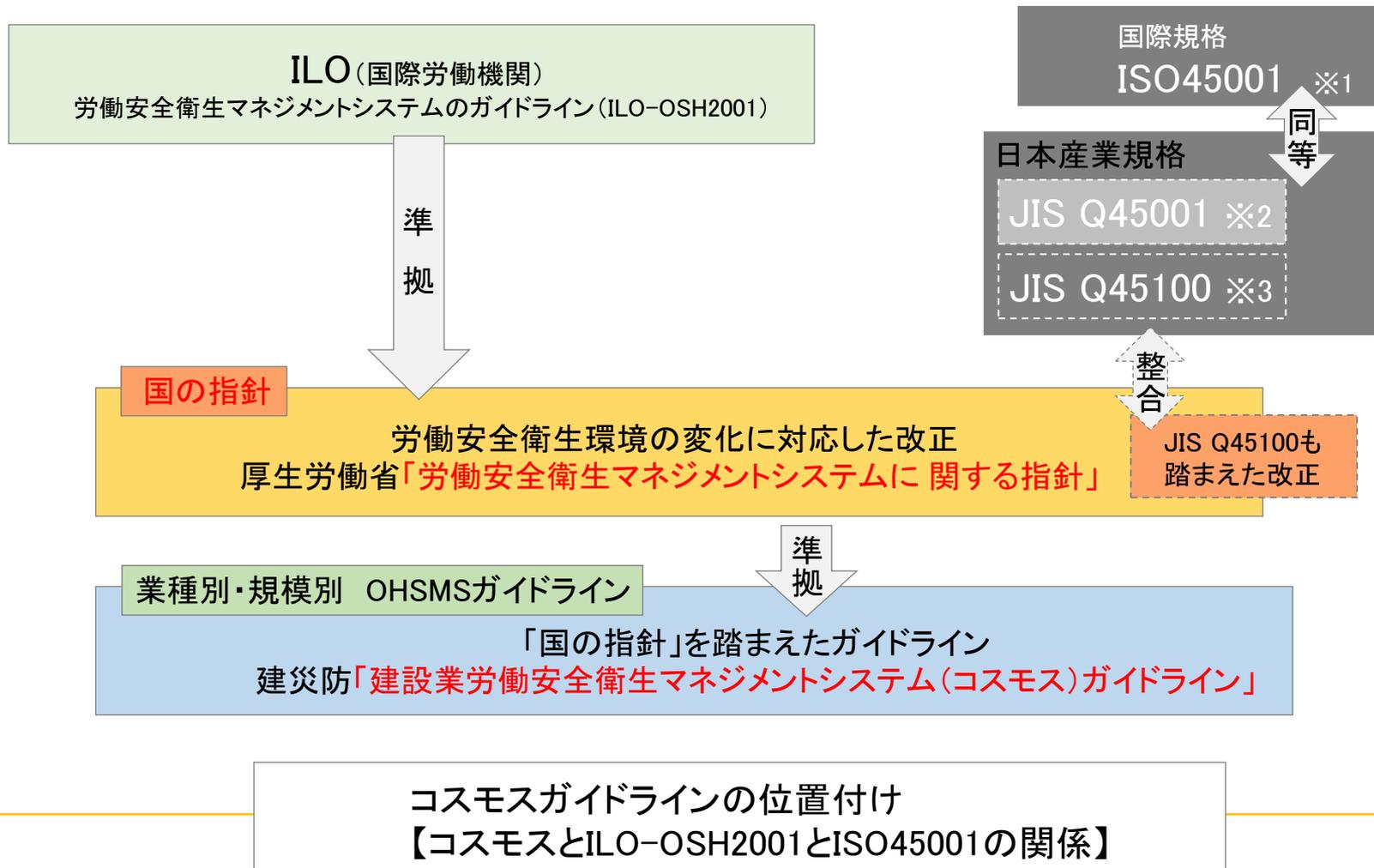
 建設業労働災害防止協会

# コスモス(COHSMS)とは

「コスモス」は、店社と作業所(作業現場)を一体とした組織をシステム確立の単位とするなど、建設業の特性に対応した唯一の労働安全衛生マネジメントシステムです。

「コスモス」は、“建設業労働安全衛生マネジメントシステム”の英語表記の頭文字である「COHSMS」を“コスモス”と称したものです。

**Construction Occupational Health  
and Safety Management System**



※1 ISO45001とは労働安全衛生マネジメントシステムの国際規格です。

※2 JIS Q45001はISO45001を基に、技術的内容及び構成を変更することなく作成した日本産業規格です。

※3 JIS Q45100は、日本の国内法令との整合を図るとともに、多くの日本企業がこれまで取り組んできた具体的な安全衛生活動、日本における安全衛生管理体制などを盛り込み、JISQ45001と一体で運用することによって、働く人の労働災害防止及び健康確保のために実効ある労働安全衛生マネジメントシステムを構築することを目的とした日本産業規格です。

## 労働安全衛生マネジメントシステムの活用・促進を促す主な計画等(抜粋)

### 労働安全衛生法 第二章 労働災害防止計画

(労働災害防止計画の策定)  
 第六条 厚生労働大臣は、労働政策審議会の意見をきいて、労働災害の防止のための主要な対策に関する事項その他労働災害の防止に関し重要な事項を定めた計画(以下「労働災害防止計画」という。)を策定しなければならない。

#### 第14次労働災害防止計画(令和5年3月)

(令和5年～令和10年までの5か年計画)

(5) 事業者が自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発の重要性

・・・事業者による安全衛生対策の促進と社会的に評価される環境の整備が必要である。そのための具体的な方策として、  
 ・ ・ ・ ・ ・  
**「労働安全衛生マネジメントシステムの導入の有無」等**

#### 4 重点事項ごとの具体的取組

(1) 自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発  
 ア 安全衛生対策に取り組む事業者が社会的に評価される環境整備

・ 引き続き労働災害防止団体と連携し、労働安全衛生マネジメントシステムの活用・普及促進を図る。

### 建設職人基本法(平成29年3月施行)

第八条  
 政府は、建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、**建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する基本的な計画**(以下この条及び次条第一項において「基本計画」という。)を策定しなければならない。

(都道府県計画)

第九条  
 都道府県は、基本計画を勘案して、**当該都道府県における建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する計画**(次項において「都道府県計画」という。)を策定するよう努めるものとする。

2 都道府県は、都道府県計画を策定し、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

#### 建設工事従事者の安全及び健康確保に関する基本的な計画 (国・平成29年6月制定 令和5年変更)

第2 建設工事従事者の安全及び健康の確保に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策  
 4. 建設工事の現場の安全性の点検等

(1) 建設工事の現場の安全性の点検、分析、評価等に関する建設業者等による自主的な取組の促進

建設工事の現場の安全衛生水準を上げていくためには、**労働安全衛生法令に基づく措置を講ずるだけでなく、建設業者がリスクアセスメントを実施し、さらには自社の安全衛生に関する対策について計画・実行・評価・改善する仕組み(マネジメントシステム)を構築することが重要である。** ・ ・ ・ ・ ・

**労働安全衛生マネジメントシステムの構築及び運用を行う取組** ・ ・ ・ ・ ・  
 ・ ・ を促進する。

# 我が国の建設業の固有の特性

- 1 工事が有期であること。
- 2 元請工事業者と専門工事業者の協力体制のもとに工事が進められること。
- 3 店社と作業所が一体となり工事管理が行われること。

コスモスは、**建設業固有の特性**を考慮した労働安全衛生マネジメントシステムとなっています。

コスモスは、**元請**工事業者及び、**下請**工事業者でも**専門工事**業者も運用できるマネジメントシステムです。

# なぜ コスモス が必要なのか

## 1 安全衛生管理のノウハウの継承

- ・ 少子高齢化の進行
- ・ ベテラン社員の退職
- ・ 経験の少ない若手社員
- ・ 現場の安全衛生水準低下への懸念

## 2 潜在的な危険性・有害性の除去 又は低減

- ・ これまでの安全管理は事後対応型
- ・ リスクアセスメントによる事前対応型へ
- ・ 「後追いの安全」から「先取りの安全」へ

## 3 安全衛生管理・活動に対する 適正な評価

- ・ 安全衛生管理に対する評価は結果論になっていないか？
- ・ 日々の活動に対する適正な評価を求めたい
- ・ 「適正である」ことを証明する根拠は？

解決

建設業の特性に  
対応した

「労働安全衛生  
マネジメントシステム」

の確立

# システムの確立から期待される主な効果等

- 1 安全衛生管理のノウハウの確実な継承 及び  
人材育成が可能
- 2 安全衛生管理・活動の役割の明確化と  
確実・効率的な安全衛生管理活動の実施が可能
- 3 建設企業ごとに 組織風土にマッチし、独創性に  
富んだマネジメントツールの開発が可能
- 4 建設企業の安全衛生水準の継続的な向上が可能
- 5 日常の安全衛生活動の取組みに対する  
適正な評価が可能
- 6 建設企業としての健全性・信頼性の向上が図れる

# これまでの安全衛生管理と 労働安全衛生マネジメントシステムによる管理

## <コスモス>

従来からの安全衛生管理を基に、組織的に事前のリスクアセスメント、目標・計画の策定、実施、点検・評価・改善を回すためのマニュアルを作成します。  
このP・D・C・Aを回すことによりスパイラルアップを図り、安全衛生水準の向上を図るための仕組みです。

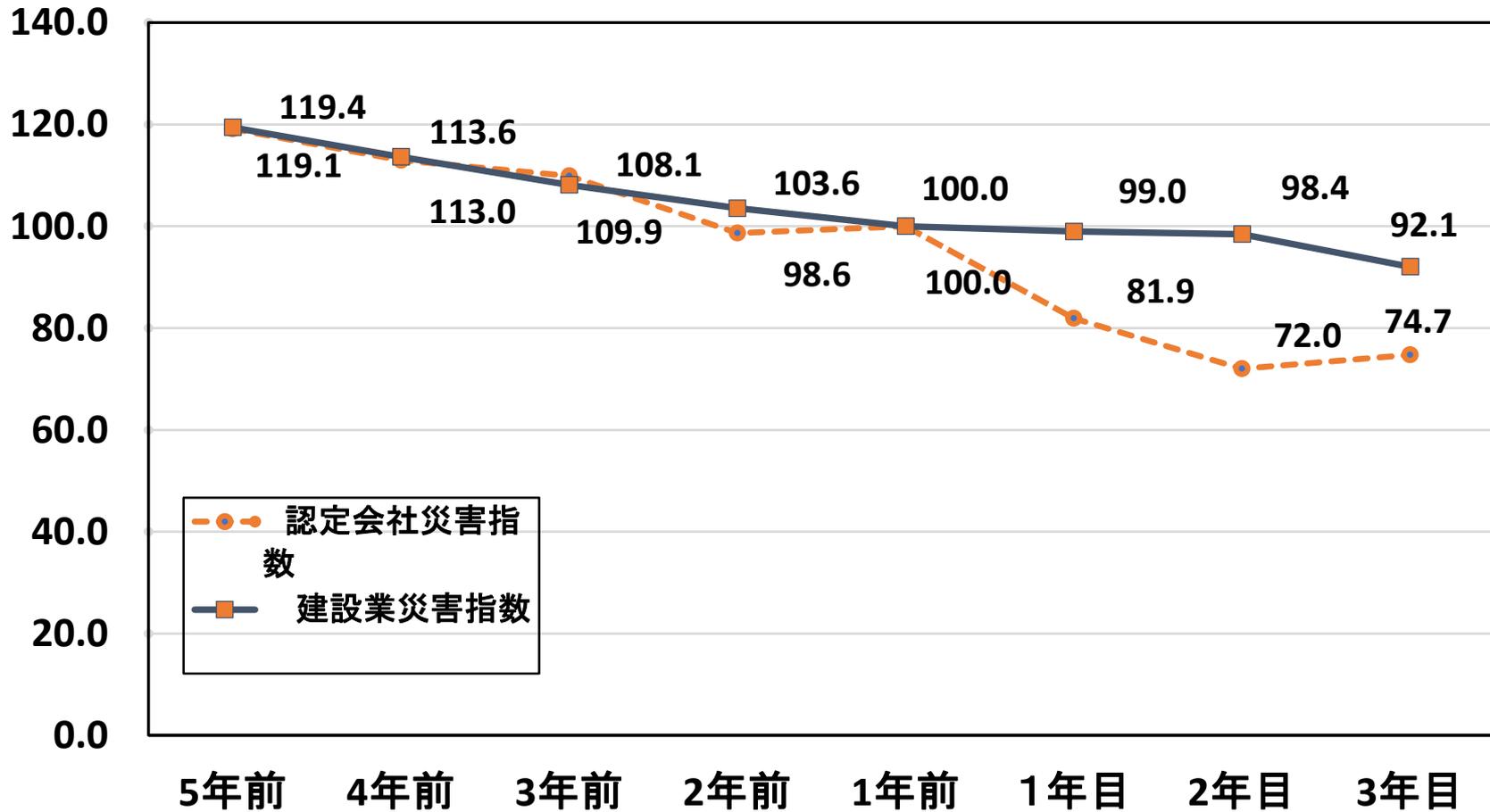


## <従来>

・対策積上げ方式 ・個別的 ・法令準拠型

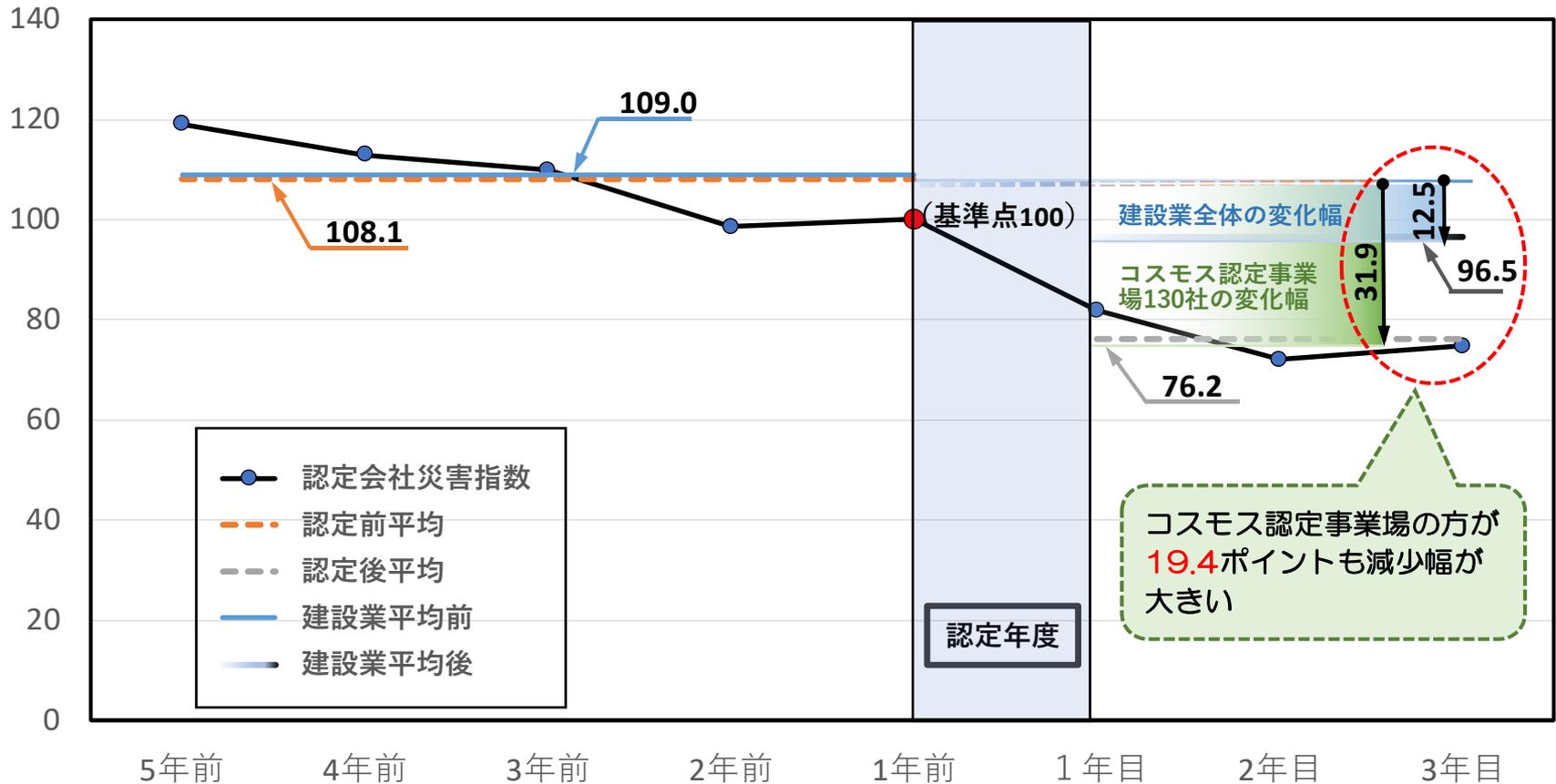
# 認定前後の災害指数

COHSMS認定の効果 認定前後の災害指数(R3以前130社)



R3年以前認定130社の年間災害総人数を認定前年を100としての前5年と認定後の災害人数の指数

# コスモス認定の効果



(令和7年1月1日のデータ)

## 【グラフの解説】

このグラフは、令和3年以前に認定した130社の休業4日以上の死傷者総数を認定前年を100として認定前5年と認定後の災害指数を表したものです。建設業全体の労働災害の減少数は12.5ポイントですが、これと比べてコスモス認定事業場は減少数が31.9ポイントであり、その差は19.4ポイントとなります。

※令和6年1月1日のデータでは、減少幅は20.5ポイントでした。

# 労働災害と事業者の責任 (現場で事故や災害発生! ⇒ 四重責任のリスク)

## 刑事上の責任

- ※安衛法違反による送検  
(罰則付き条項 30条 等)
- ※刑法違反による送検  
(211条 等)

自由刑や財産刑

## 民事上の責任

- ※労契法による損害訴訟(5条等)
- ※民法による損害訴訟(415条、709条等)
- ※会社法による損害訴訟(429条等)

高額の金銭賠償

## 行政上の責任

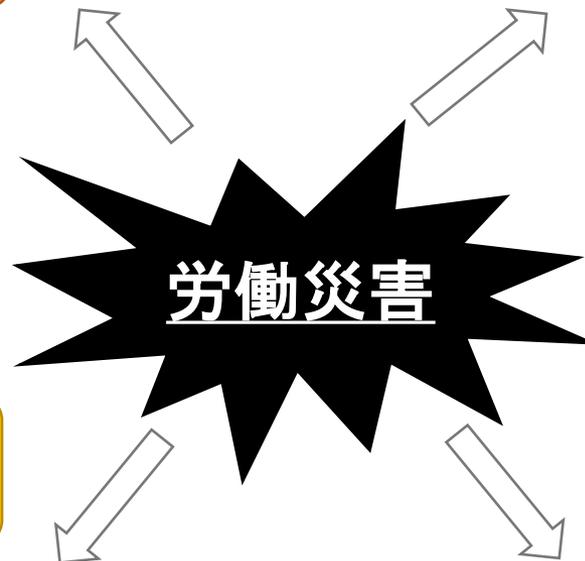
- ※安衛法による行政処分  
(免許取消・使用停止命令 等)
- ※建業法による行政処分  
(建設業許可取消 等)

受注減等経営への打撃

## 社会上の責任

- ※マスコミ等による報道  
(実名・社名公表 等)

信用失墜、廃業・倒産



コスモスは経営リスクをコントロールするツールでもあります。

## 厚生労働省 3課長通達について

厚生労働省労働基準局安全衛生部  
安全課長  
労働衛生課長  
化学物質対策課長

基安安発 0328 第3号  
基安労発 0328 第3号  
基安化発 0328 第3号  
令和7年3月28日

令和7年度における建設業の安全衛生対策の推進について（要請）  
（略）

### 3 その他の安全衛生に係る対策

#### (1) 労働安全衛生マネジメントシステムの普及と活用

##### 【事業者が行うこと】

建設業労働安全衛生マネジメントシステム (COHSMS) を導入した企業の労働災害の減少幅は大きく、労働災害防止に効果があることから、建設工事現場の実態を踏まえたシステムである「ニューコスモス」、「中小事業者向けのコンパクトコスモス」の導入・活用に留意すること。

## 2 「コスモス」について

—コスモスガイドラインのポイント—



 建設業労働災害防止協会

# コスモス ガイドライン 基本的事項

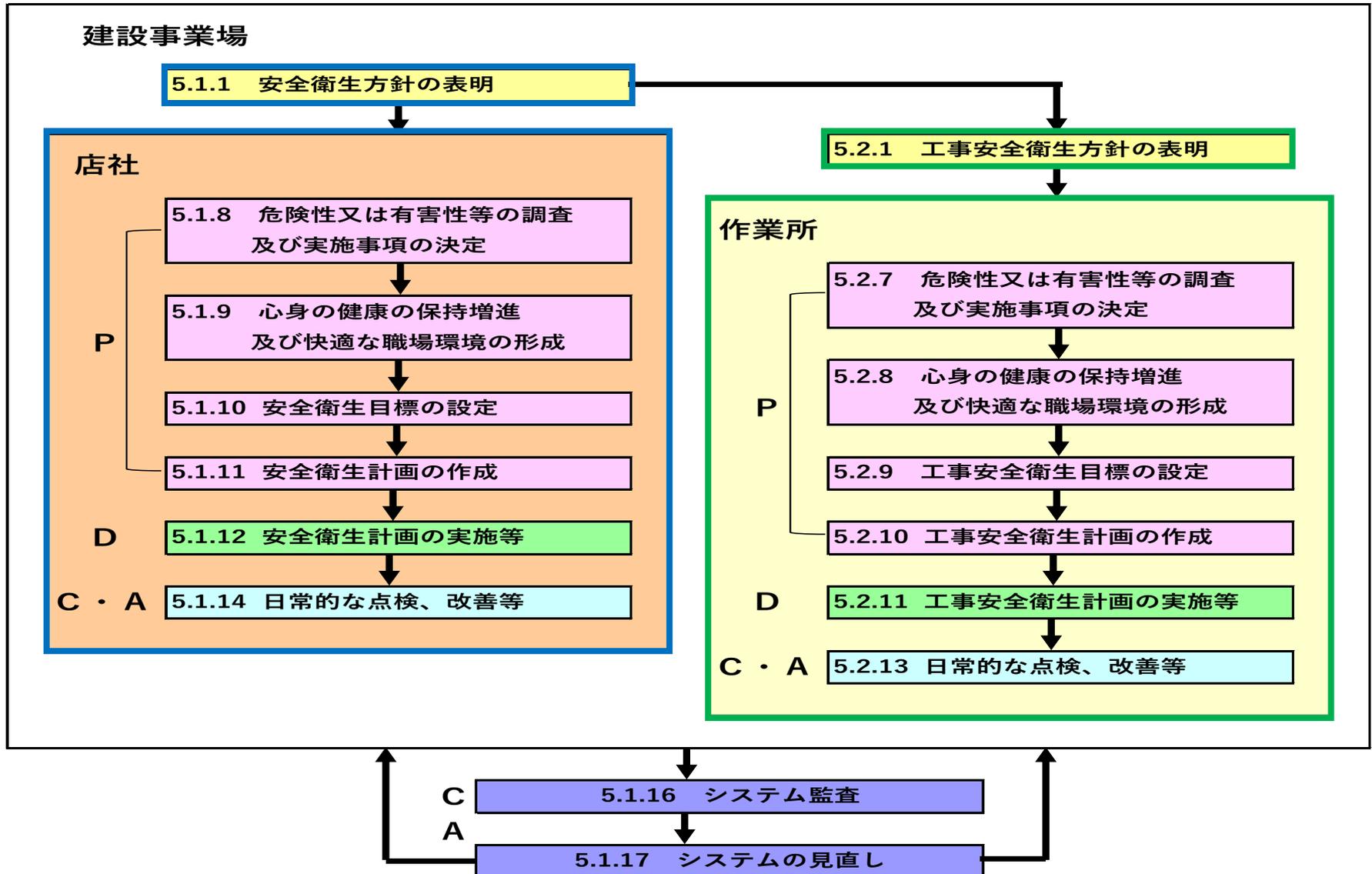
## 5. 1 店社において必要な基本的事項

- 5. 1. 1 安全衛生方針の表明
- 5. 1. 2 労働者の意見の反映
- 5. 1. 3 システム体制の整備
- 5. 1. 4 システム教育の実施
- 5. 1. 5 関係請負人の安全衛生管理能力等の評価
- 5. 1. 6 明文化
- 5. 1. 7 記録
- 5. 1. 8 危険性又は有害性等の調査及び実施事項の決定
- 5. 1. 9 心身の健康の保持増進及び快適な職場環境形成への取組
- 5. 1. 10 安全衛生目標の設定
- 5. 1. 11 安全衛生計画の作成
- 5. 1. 12 安全衛生計画の実施等
- 5. 1. 13 緊急事態への対応
- 5. 1. 14 日常的な点検、改善等
- 5. 1. 15 労働災害発生原因の調査等
- 5. 1. 16 システム監査
- 5. 1. 17 システムの見直し

## 5. 2 作業所において必要な基本的事項

- 5. 2. 1 工事安全衛生方針の表明
- 5. 2. 2 建設工事従事者及び施工する工事に関係する店社の労働者の意見の反映
- 5. 2. 3 システム体制の周知
- 5. 2. 4 関係請負人の安全衛生管理能力等の評価
- 5. 2. 5 明文化
- 5. 2. 6 記録
- 5. 2. 7 危険性又は有害性等の調査及び実施事項の決定
- 5. 2. 8 心身の健康の保持増進及び快適な職場環境形成への取組
- 5. 2. 9 工事安全衛生目標の設定
- 5. 2. 10 工事安全衛生計画の作成
- 5. 2. 11 工事安全衛生計画の実施等
- 5. 2. 12 緊急事態への対応
- 5. 2. 13 日常的な点検、改善等
- 5. 2. 14 労働災害発生原因の調査等

# 店社と作業所の主なPDCAサイクル



# コスモスガイドラインにおける関係者

## 店 社

### 労働者

施工する工事に  
関係する労働者



## 作 業 所

### 建設工事従事者

#### 労働者

- ・元請労働者
- ・下請労働者
- ・派遣労働者
- ・外国人労働者

#### 一人親方等

- ・一人親方
- ・自営業主、  
家族従事者

#### 元方事業者

- ・作業所長
- ・現場代理人

#### 関係請負人

元方事業者の  
工事を請負う  
全ての請負人



### その他関係者

- ・工事監理者
- ・別途発注事業者
- ・店社関係者
- ・購買関係業者
- ・資機材供給業者
- ・資機材運搬業者
- ・給食業者

等 現場に出入り  
する者

### 第三者

- ・通行人等

当該工事の関係者  
以外の者



## 5.1.2 労働者の意見の反映

### 5.2.2 建設工事従事者及び施工する工事に関係する店社の労働者の意見の反映

- (1) 労働者、建設工事従事者の意見の重要性
  - システムの実施運用に労働者及び建設工事従事者の協力が不可欠
  - 労働者及び建設工事従事者は労働災害の被災者となる可能性が大きい
- (2) 何について意見を反映するのか？
  - 目標の設定
  - 計画の作成、実施、点検、改善
- (3) 意見を聴く場は？
  - 店社：安全衛生委員会 等
  - 作業所：施工検討会、事前検討会、災害防止協議会 等

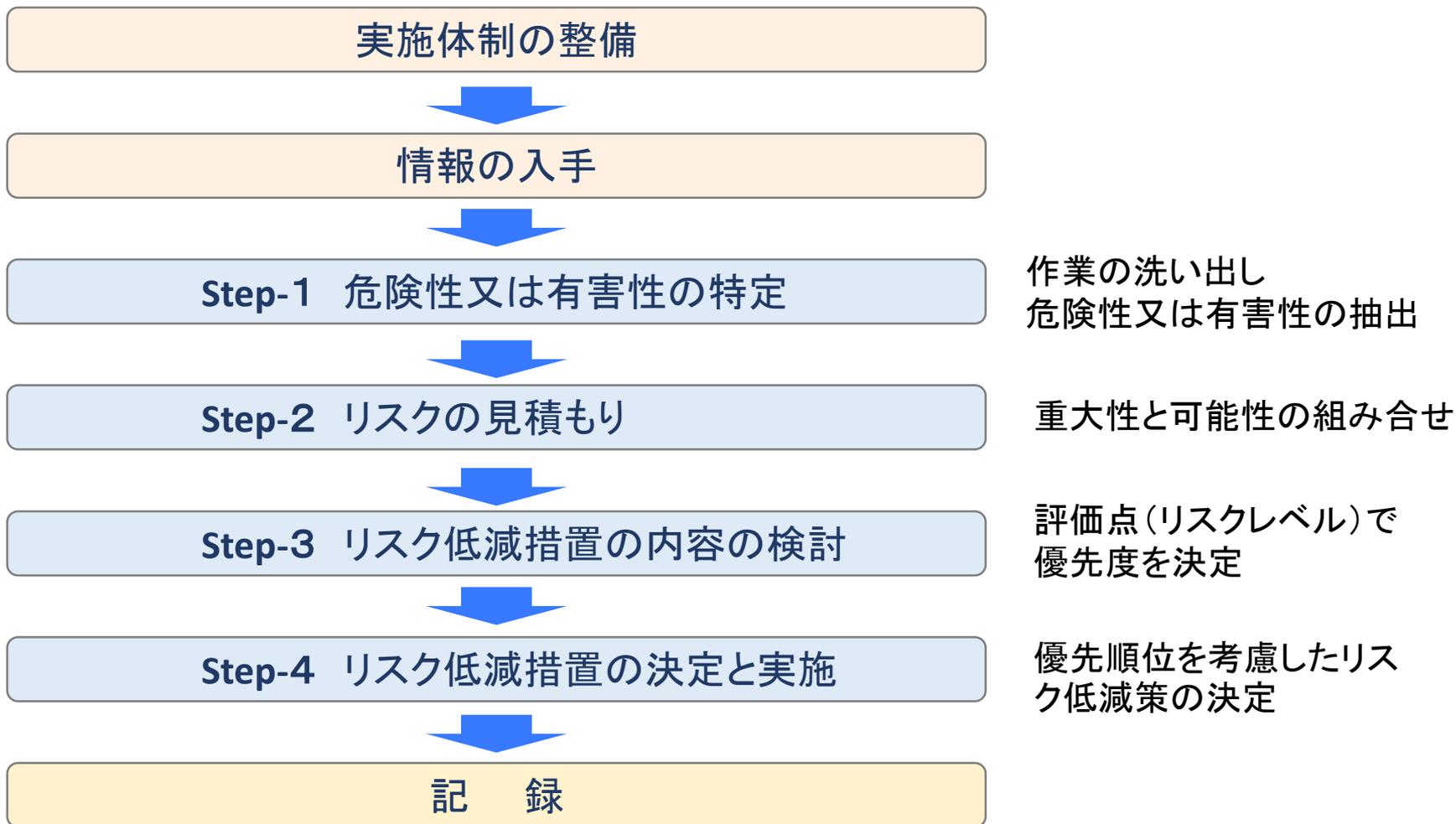
## 5.1.8 危険性又は有害性等の調査及び実施事項の決定

## 5.2.7 危険性又は有害性等の調査及び実施事項の決定

- (1) 店社及び作業所においてリスクアセスメントを実施する手順を作成し、リスクアセスメントを行います。
- (2) 手順の作成に当たり基づくべき指針
  - ・「危険性又は有害性等の調査等に関する指針」
  - ・「化学物質等による危険性又は有害性等の調査等に関する指針」
- (3) 調査結果に基づき労働災害を防止する対策を決定し、実施します
- (4) 対策の決定に当たっては、安衛法及び社内基準等に基づき決定します

# 危険性又は有害性等の調査等のフロー

## 「危険性又は有害性等の調査等に関する指針」



# リスク低減措置の内容の検討「優先順位」

法令に定められた事項の実施 (該当がある場合)

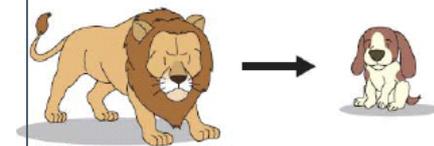
高

リスク低減措置の優先順位

低

## 1 設計や計画段階での対策

安全な工法への変更・機械設備の選択、危険な作業・材料の廃止・変更等、設計や計画段階から労働者の就業に係る危険性や有害性を除去又は低減する措置



## 2 工学的対策

ガード、防護壁、安全装置、インターロック、局所排気装置等の設置等、設備による対策



## 3 管理的対策

マニュアルの整備、作業手順書の整備、立ち入り禁止措置、警報の運用、教育訓練等



## 4 個人用保護具の使用

法令に定められた安全帯、呼吸用保護具、保護衣等を使用



# 建設業における化学物質取り扱いリスク管理マニュアル

新しい化学物質管理の自律的管理の考え方に沿って、実際の建設作業現場における典型的な作業を洗い出し、労働者のばく露濃度を測定・分析し、ばく露濃度分析結果の評価、有効なばく露濃度低減措置の検討結果を踏まえた典型的な作業に対するリスク管理マニュアルを作成しました。

## 例 ドア塗装等有機溶剤取扱い作業 リスク管理マニュアル

ドア塗装等有機溶剤取扱い作業 リスク管理マニュアル		取扱い会社名	元請会社名				
作業	スプレー、刷毛又はローラーによる室内ドア塗装	作業内容	作業期間				
製品名	メーカー	作業員数	選任日				
化学物質管理者	選任日	保護具着用管理責任者					
化学物質名	製品名のチェック欄に記入する。	保護具の管理点					
発がん物質（特別管理物質又はがん原性物質）の有無		【取扱い】	・吸収率は、同封筒記載の使用する場合も最大で50%以内とする。 （メタノールを含む製品を使用した場合は、再利用してはならない。） ・使用後は製品容器を適切に密封保管し、汚染を防止する。 【防護具】 ・使用する手袋は、化学防護手袋とする。変化した化学防護手袋の経過観察クラスを確認する。				
危険性	<ul style="list-style-type: none"> <li>可燃物に引火し、蒸気が発生すると爆発のおそれがある。</li> <li>塗料が、皮膚等に使用したラミネートは、空気中で酸化し、発熱、変質すると自然発火するおそれがある。</li> </ul>	ハ リ ス キ 防 護 具					
有害性	<ul style="list-style-type: none"> <li>アレルギー性皮膚炎を起こすおそれがある。</li> <li>吸気すると、アレルギー性鼻炎またはアレルギー性結膜炎をおこすおそれがある。</li> <li>眼に付くとおそれがある。</li> <li>長期にわたる吸入や皮膚からのばく露により、①呼吸器、②神経系、③中枢神経系への障害、④生殖機能や胎児への影響をおこすおそれがある。</li> </ul>						
緊急時の対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>吸入による症状や皮膚等の異常が認められ、速やかに職場から退避し、医師の診断を受ける。</li> <li>皮膚に付着した場合は速やかに取り除き、汚染水が手で洗い流し、皮膚等が出た場合は、速やかに医師の診断を受ける。</li> <li>眼に入った場合は速やかに清潔な水で数分程度洗い流し、医師の診断を受ける。</li> </ul>	その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>緊急発生時（火災発生、地震発生）等の作業においては、自動的に呼吸器を使用すること。</li> <li>ワレタン・エポキシ樹脂を含む製品には、皮膚刺激性、呼吸器刺激性があるインシデントが発生している場合もあるので、保護具の着用を要する。</li> </ul>				
作業内容	作業内容・製品に応じた呼吸用保護具	作業内容	防護手段	保護眼鏡	保護衣	保護靴	記録欄
④ 刷毛の洗浄 材料の洗浄	防護マスク（有機ガス用）を使用する。 換気が十分なら、安全な場所（換気のよい場所）へ行き、換気扇を即交換する。（メタノールを含む製品を使用した場合は、換気扇を再利用してはならない。）	④	・ニトリルゴム製の手袋を使用する（溶剤が付着した場合は、すぐに取り替える。）。 ・ただし、洗浄液の中に手を入れる場合は、多層フィルムを下にニトリルゴム製を上を重ねて使用する。	眼鏡（サイドシールド）付き保護眼鏡を使用する。	皮膚が露出しない服を使用する。 （夏場においては、熱中症対策が必要）	安全靴を使用する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>作業の記録（保護具の着用状況、ばく露濃度の測定結果、作業員の健康状態）</li> </ul>
⑤ スプレー塗装	全面防滴防じん機能付防護マスクを装着する。 換気が十分なら、安全な場所（換気のよい場所）へ行き、換気扇を即交換する。（メタノールを含む製品を使用した場合は、換気扇を再利用してはならない。）	⑤	・ニトリルゴム製の手袋を使用する（溶剤が付着した場合は、すぐに取り替える。）。	眼鏡（サイドシールド）付き保護眼鏡を使用する。	同上	同上	<ul style="list-style-type: none"> <li>作業員の健康状態</li> </ul>
⑥ 刷毛、ローラーでの塗装	換気場所、地下室での作業、粉が含まれる溶剤を使用する場合は、防護マスク（有機ガス用）を使用する。 換気が十分なら、安全な場所（換気のよい場所）へ行き、換気扇を即交換する。（メタノールを含む製品を使用した場合は、換気扇を再利用してはならない。）	⑥	・ニトリルゴム製の手袋を使用する（溶剤が付着した場合は、すぐに取り替える。）。	眼鏡（サイドシールド）付き保護眼鏡を使用する。	同上	同上	<ul style="list-style-type: none"> <li>作業員の健康状態</li> </ul>
⑦ だめ直し等少量の溶剤を使用する塗装	換気場所、地下室での作業、粉が含まれる溶剤を使用する場合は、防護マスク（有機ガス用）を使用する。 換気が十分なら、安全な場所（換気のよい場所）へ行き、換気扇を即交換する。（メタノールを含む製品を使用した場合は、換気扇を再利用してはならない。）	⑦	・ニトリルゴム製の手袋を使用する（溶剤が付着した場合は、すぐに取り替える。）。	眼鏡（サイドシールド）付き保護眼鏡を使用する。	同上	同上	<ul style="list-style-type: none"> <li>作業員の健康状態</li> </ul>
保護具着用管理責任者（前日までに記入）	選択したマスクを記載	選択したものを記載	選択したものを記載	選択したものを記載	選択したものを記載	選択したものを記載	共通項目
使用する作業手帳（前日記入）	実際に使用したものを記載	実際に使用したものを記載	実際に使用したものを記載	実際に使用したものを記載	実際に使用したものを記載	実際に使用したものを記載	共通項目

- ①セメント系粉体取扱い作業
- ②スラリー状のコンクリートを使用する作業
- ③ドア塗装等の有機溶剤取扱い作業
- ④防水等有機溶剤取扱い作業
- ⑤シーリング等有機溶剤取扱い作業
- ⑥接着（長尺シート等）作業
- ⑦開削工事のうち防水工事  
底部プライマー塗布作業・  
防水材料スプレーガン吹付作業
- ⑧シールド工事  
セグメントシール貼付け有機溶剤取扱い作業
- ⑨シールド工事  
シールドマシン掘進作業及びセグメント運搬

建災防ホームページ「建設業における化学物質管理」を参照ください。

## 5.1.9 心身の健康の保持増進及び快適な職場環境形成への取組

## 5.2.8 心身の健康の保持増進及び快適な職場環境形成への取組

- (1) 店社における対象者は、労働者(社員)
  - 社員に対する健康診断及び特殊健康診断の実施
  - 社員に対するストレスチェックの実施と希望者に対する医師による面談の実施
  - 快適な職場環境の形成
- (2) 作業所における対象者は、建設工事従事者
  - 協力会社の労働者(一人親方を含む)に対する健康診断及び特殊健康診断の実施の確認
  - 協力会社の労働者に対するストレスチェックの実施と希望者に対する医師による面談の実施の確認
  - 快適な職場環境の形成

## 5.1.10 安全衛生目標の設定

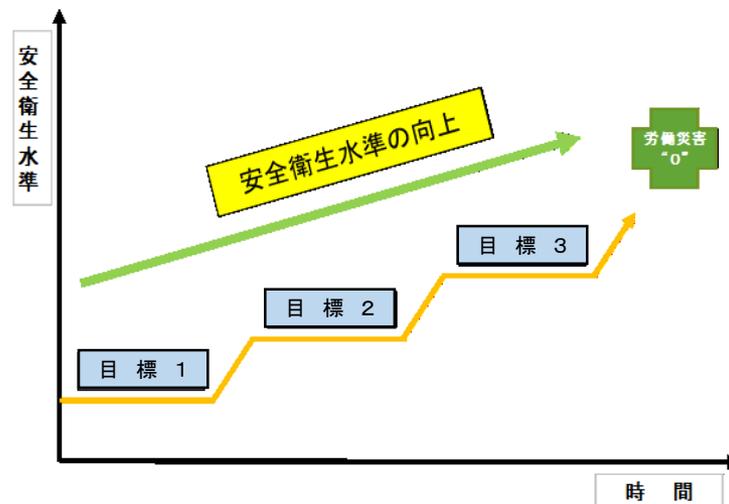
### 5.2.9 工事安全衛生目標の設定

- (1) 目標を設定し、周知する
- (2) 店社の目標設定に当たり考慮すべき事項
  - ① 危険性又は有害性等の調査結果
  - ② 健康診断結果、ストレスチェック結果
  - ③ 過去の安全衛生目標の達成状況、労働災害の発生状況
- (3) 作業所の目標設定にあたり考慮すべき事項
  - ① 危険性又は有害性等の調査結果
  - ② 同種工事における労働災害の発生状況

# 目標設定の考え方

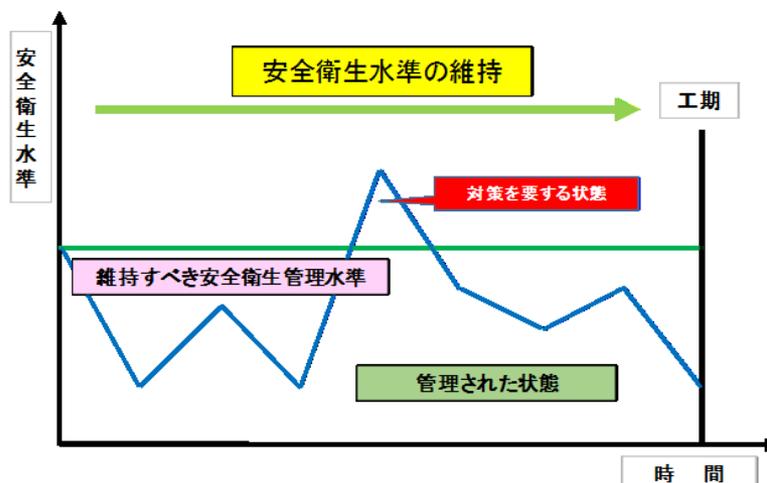
## 店社の安全衛生目標

「一定期間内に達成すべき到達点」  
最終の到達点(最終のゴール)ではなく、  
安全衛生目標を設定した期間のPDCA  
サイクルが1回転した時点における到達点



## 作業所の工事安全衛生目標

「工期内に維持すべき安全衛生管理水準」  
施工する工事に対して、どのような安全  
衛生の水準を維持し、PDCAを回しながら、  
その状態が下がれば上げることのできる、  
対策的で、できる限り数値的な(定量的な)  
レベル「災害ゼロで竣工するために何を  
行うかが目標となる」



## 5.1.11 安全衛生計画の作成

## 5.2.10 工事安全衛生計画の作成

(1) 計画を作成し、周知する

(2) 店社の計画に含めるべき事項

- ① リスクアセスメントの結果から決定された災害防止対策
- ② 健康診断、ストレスチェックの実施時期等
- ③ 日常的な安全衛生活動の実施に関する事項  
(安全衛生に関する行事、安全施工サイクル活動等)
- ④ 安全衛生教育の実施に関する事項
- ⑤ 協力会社に対する教育・指導に関する事項  
(安全パトロールによる指導、安全衛生教育等)
- ⑥ 作業所に対する指導及び支援に関する事項
- ⑦ 安全衛生計画の期間(一般的に1年)
- ⑧ 安全衛生計画の見直しに関する事項  
(一般的にはマニュアル等に記載)

## (1) 作業所の計画に含めるべき事項

- ① リスクアセスメントの結果から決定された災害防止対策
- ② 日常的な安全衛生活動の実施に関する事項  
(安全衛生に関する行事、安全施工サイクル活動等)
- ③ 安全衛生教育の実施に関する事項
- ④ 協力会社に対する教育・指導に関する事項  
(災害防止協議会の開催、安全パトロールによる指導、安全衛生教育等)
- ⑤ 工事安全衛生計画の期間(工事期間)
- ⑥ 工事安全衛生計画の見直しに関する事項  
(一般的にはマニュアル等に記載)

## (2) 店社の計画は、安全衛生委員会等に諮る

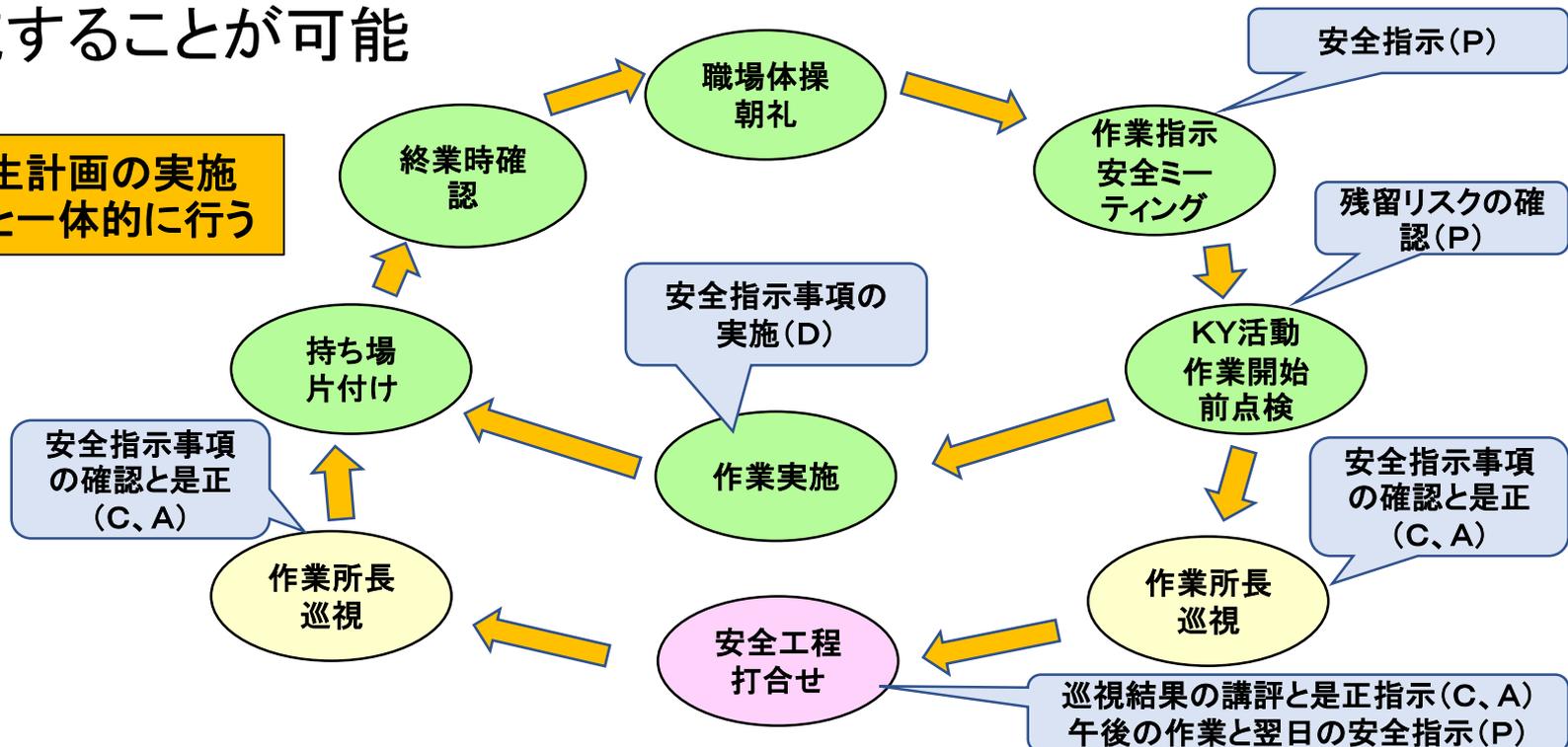
## (3) 作業所の計画は、施工検討会、事前検討会等で意見を聴く

## 5.1.12 安全衛生計画の実施等

## 5.2.11 工事安全衛生計画の実施等

- (1) 計画の実施に当たっては、詳細計画又は従うべき事項等を明確にし、関係者に周知する
- (2) 作業所における計画の実施は安全施工サイクルの中で実施することが可能

工事安全衛生計画の実施は施工管理と一体的に行う



## 5.1.14 日常的な点検、改善等

## 5.2.13 日常的な点検、改善等

- (1) 日常的な点検及び改善を実施する手順を定め、手順に基づき日常的な点検及び改善を実施する
- (2) 日常的な点検とは？
  - ① 目標の達成状況の点検
  - ② 計画の進捗状況の点検
- (3) 日常的な点検は、店社においては四半期ごと、作業所においては毎月実施する
- (4) 日常的な点検の結果については、店社においては安全衛生委員会等で、作業所においては災害防止協議会等で審議し、必要に応じて改善する

## 5.1.16 システム監査

- (1) システム監査の計画を作成し、監査の手順を定め、手順に基づきシステム監査を行う
- (2) 監査の結果、必要に応じて改善を行う
- (3) システム監査は、定期的に(年1回以上)行う
- (4) システム監査は、システムに関わる全ての部署が監査対象となる

## 5.1.17 システムの見直し

- (1) システム監査の結果を踏まえ、定期的に(年1回)システムを全般的に見直す
- (2) 「システムの見直し」は、システムの妥当性、有効性を確保するために行うものであり、システムを進化させ、安全衛生水準の向上を図る重要な取組である

<p>システムの 妥当性</p>	<p>システムが、建設事業場に適したものであり、PDCAサイクルを回すことで確実にレベルアップされていくものであること</p>
<p>システムの 有効性</p>	<p>システムが、建設事業場の安全衛生水準の向上に寄与していること</p>

# コスモス運用のためのツール

コードNo.139520

〈コスモス〉  
建設業労働安全衛生  
マネジメントシステム (COHSMS)

## 構築の手引き

参考例データ、ダウンロード可

建設業労働災害防止協会

### 内容

- ・コスモスの概要
- ・マニュアル参考例
- ・複数の支店を有する本社に求められる基本的事項  
など

マニュアル参考例などの様式例がダウンロードできます  
**ダウンロードデータはWord,Excelなので書き換え可能！**

- ・〇〇建設(株)-COHSMSマニュアル[Word]
- ・化学物質取扱作業のリスクアセスメント実施要領[Word]
- ・各種様式参考例[Excel]  
など

# 3 中小規模建設事業場向けコスモス コンパクトコスモス

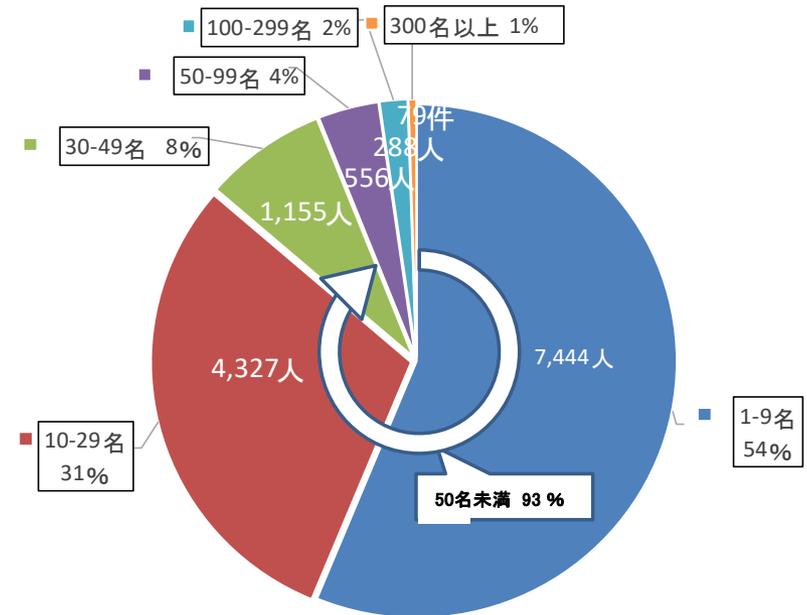


 建設業労働災害防止協会

# 中小規模建設事業場向けコスモス 開発の必要性

- 建設業における労働災害の**93%**は、**従業員50人未満の事業場**において発生しています。
- 中小規模建設事業場にコスモスを導入し、労働災害の減少を図ることが必要です。
- 中小規模建設事業場におけるコスモス導入、実施運用の**負担軽減**を図ることが必要です。

建設事業場規模別労働災害発生状況



厚労省災害統計より 令和6年確定値

## 「コンパクトコスモス」の開発

## 中小規模建設事業場の特徴

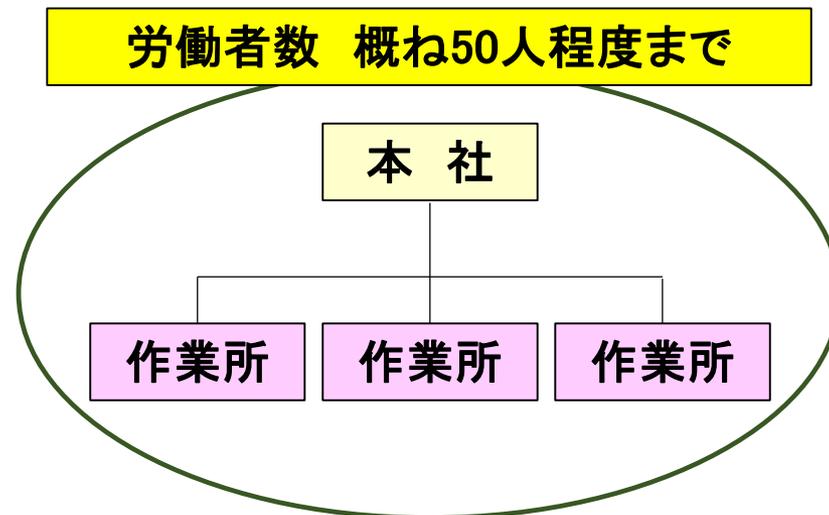
- 組織的に小規模であることから安全衛生管理の仕組みが比較的シンプルです。
- 施工する工事の種類が比較的少ないことから想定される安全衛生リスクがある程度限定されます。
- 本社と作業所が距離的にも管理的にも近い関係にあります。



作業所の負担を軽減する運用が可能

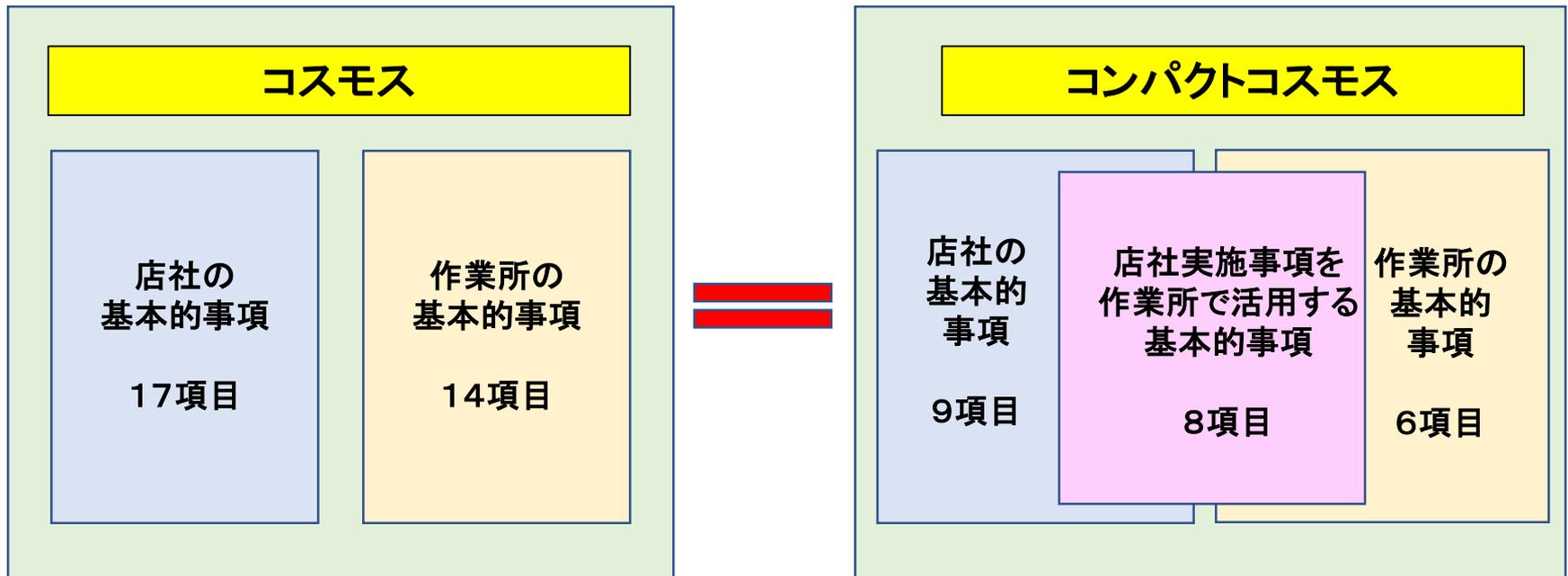
# コンパクトコスモスの適用条件

- ① 常時使用する労働者数が おおむね50人程度まで であること。
- ② 本社と作業所の上に「支店」等の施工及び安全衛生管理部署が無く、本社が全ての作業所を直轄で管理していること。



# コンパクトコスモスの基本的考え方

コスモス = コンパクトコスモス



- 基本的にコスモスとコンパクトコスモスは同じものです。
- コスモスにおける店社の基本的事項を作業所で活用しようとするものがコンパクトコスモスです。

# コンパクトコスモスにおける基本的事項の運用

## 本社の実施事項を活用する作業所の基本的事項

基本的事項	コスモス			
	中小規模建設事業場向け (コンパクトコスモス)		店社	作業所
	本社	作業所		
方針の表明		★	○	○
労働者等の意見の反映	○		○	○
システム体制の整備・周知等		★	○	○
システム教育の実施	○		○	—
関係請負人の安全衛生管理能力等の評価	○		○	○
明文化	○		○	○
記 録	○		○	○
危険性又は有害性等の調査及び実施事項の決定		★	○	○
心身の健康の保持増進及び快適な職場形成への取組	○		○	○
安全衛生目標の設定		★	○	○
安全衛生計画の作成		★	○	○
安全衛生計画の実施等		★	○	○
緊急事態への対応		★	○	○
日常的な点検・改善等	○		○	○
労働災害発生原因の調査等		★	○	○
システムの監査	○		○	—
システムの見直し	○		○	—

★作業所が本社で実施した基本的事項を活用できる項目

# 方針の表明

## 〇〇建設株式会社 安全衛生方針

〇〇建設株式会社は、当社の安全衛生水準の向上を図るため、次の安全衛生方針を表明する。

1. 社員の安全と心身の健康を確保する。
2. 労働安全衛生関係法令、社内安全衛生関係規程等を遵守する。
3. 全社員の協力の下に安全衛生活動を推進する。
4. 当社の労働安全衛生マネジメントシステム(〇〇〇コスモス)を適切に実施する。
5. ストレスのない快適な職場環境を形成する。

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日  
 〇〇建設株式会社  
 代表取締役社長 □□□□

## 〇〇〇〇作業所 工事安全衛生方針

〇〇建設株式会社は、当社の安全衛生水準の向上を図るため、次の安全衛生方針を表明する。

1. 社員の安全と心身の健康を確保する。
2. 労働安全衛生関係法令、社内安全衛生関係規程等を遵守する。
3. 全社員の協力の下に安全衛生活動を推進する。
4. 当社の労働安全衛生マネジメントシステム(〇〇〇コスモス)を適切に実施する。
5. ストレスのない快適な職場環境を形成する。

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日  
 〇〇〇〇作業所  
 所長 □□□□

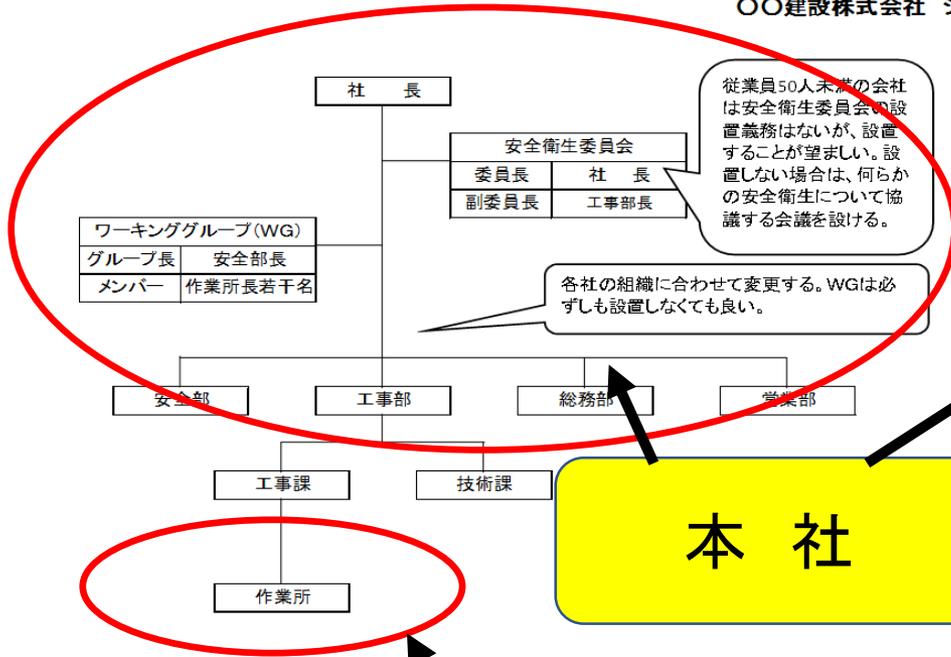
## システム体制の整備・周知等

- (1) 本社において、本社と作業所のシステム体制を一体的に作成し、全社のシステム体制として使用します。
- システム体制は、本社及び作業所の双方で周知します。



# システム体制の整備・周知等

〇〇建設株式会社 システム体制



従業員50人未満の会社は安全衛生委員会の設置義務はないが、設置することが望ましい。設置しない場合は、何らかの安全衛生について協議する会議を設ける。

各社の組織に合わせて変更する。WGは必ずしも設置しなくても良い。

**本社**

**作業所**

システム最高責任者及びシステム各級管理者	役割、責任及び権限
安全部長	①安全衛生方針、安全衛生目標、安全衛生計画等の周知 ②システム教育年間計画の作成及びシステム教育の実施 ③関係諸個人の安全衛生管理能力評価チェックリストの見直し ④システム文書の管理 ⑤記録の保管 ⑥安全衛生計画実施事項の詳細計画作成 ⑦安全衛生計画を実施するために必要な事項の周知 ⑧緊急事態及び労働災害・事故発生時の作業所との連絡調整及び支援 ⑨日常的な点検の実施 ⑩労働災害・事故発生原因の調査と再発防止対策の立案 ⑪システム監査員名簿の作成 ⑫「年度システム監査計画」の作成 ⑬システム監査チームの選任とリーダーの指名 ⑭システム監査結果のまとめと報告 ⑮システムの見直し原案の作成と見直し結果の周知
工事部長	①システム教育の実施 ②協力会社の安全衛生管理能力評価結果の集計 ③評価結果のクラスの協力会社に対する指導・教育 ④表彰に値する協力会社の社長への進言 ⑤記録の保管 ⑥施工検討会の開催 ⑦緊急事態及び労働災害・事故発生時の委員長補佐と情報の収集・集約 ⑧労働災害・事故発生時の再発防止対策の水平展開
営業部長	①緊急事態及び労働災害・事故発生時の発注者対応
作業所長	①工事安全衛生方針の表明と周知 ②社員及び協力会社の意見の聴取と反映 ③システム体制の周知 ④協力会社の安全衛生管理能力の評価と報告 ⑤記録の保管 ⑥「本社のリスクアセスメント」の見直しと「作業所における重点管理リスク」の作成 ⑦協力会社社員及び作業員の定期健康診断及び特殊健康診断実施の確認 ⑧協力会社社員に対するストレスチェックの実施の確認 ⑨快適な職場環境の形成 ⑩工事安全衛生目標の設定周知 ⑪工事安全衛生計画の作成、見直しと周知 ⑫工事安全衛生計画を実施するために必要な事項の周知 ⑬緊急事態への対応の周知と発生時の具体的な対応 ⑭日常的な点検及び改善 ⑮労働災害発生原因の調査と再発防止対策の立案

システム最高責任者及びシステム各級管理者		
システム最高責任者	社長	①安全衛生方針 ②システム体制の周知 ③安全大会における安全衛生目標 ④安全衛生計画 ⑤安全衛生計画 ⑥緊急事態及び重大な労働災害・事故発生時の統括指揮 ⑦システム監査員の指名 ⑧システムの見直しの決定
システム各級管理者	安全衛生委員会	①安全衛生委員会規則による
	WG	①リスクアセスメントデータベースの作成 ②「本社のリスクアセスメント」、「本社における重点管理リスク」の作成 ③安全衛生目標の設定 ④安全衛生計画の作成

## 危険性又は有害性等の調査及び実施事項の決定

- (1) 本社において実施したリスクアセスメント結果を作業所で活用します。
- (2) 作業所で施工する工事の特性を考慮した時、本社で評価したリスク以外に重要なリスクがある場合には、本社のリスクアセスメント結果を見直します。

# 安全衛生目標の設定

## 〇〇建設株式会社 安全衛生目標

1. 安全パトロールにおける墜落災害に関する指摘を、各作業所3件以下とする。
2. 安全パトロールにおけるクレーン・重機作業に関する指摘を、各作業所3件以下とする。
3. 安全パトロールにおける公衆災害に関する指摘を、各作業所2件以下とする。
4. 定期健康診断を全社員が受診する。

安全衛生目標は、本社における重点管理リスクの中で「○」印を付けたリスクを考慮して安全衛生目標を設定する。  
安全衛生目標は、できるだけ数値目標とする。

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇建設株式会社

代表取締役社長 □□□□

## 〇〇〇〇作業所 工事安全衛生目標

1. 安全パトロールにおける墜落災害に関する指摘を、各作業所3件以下とする。
2. 安全パトロールにおけるクレーン・重機作業に関する指摘を、各作業所3件以下とする。
3. 安全パトロールにおける公衆災害に関する指摘を、各作業所2件以下とする。
4. 定期健康診断を作業員全員が受診する。

工事安全衛生目標は、基本的に本社の安全衛生目標と同じとする。  
作業所における重点管理リスクから、追加すべき目標がある場合は追加する。  
工事特性を考慮した時、工事にそぐわない本社の目標がある場合は削除することができる。

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇〇〇作業所

所長 □□□□

## 安全衛生計画の作成

- (1) 本社の安全衛生計画を、本社実施事項と作業所実施事項に分けて作成し、作業所実施事項を工事安全衛生計画として活用します。
- (2) 作業所で施工する工事の特性を考慮した時、本社で評価したリスク以外に重要なリスクがある場合には、これを考慮して本社の安全衛生計画を見直します。





## 全工期工事安全衛生計画

工事名 :

工期 : ○○年 5月15日 ~ ○○年 2月20日

工事安全衛生方針
1. 社員の安全と心身の健康を確保する。
2. 労働安全衛生関係法令、社内安全衛生関係規程等を遵守する。
3. 全社員の協力の下に安全衛生活動を推進する。
4. 当社の労働安全衛生マネジメントシステム(○○○コスモス)を適切に実施する。
5. ストレスのない快適な職場環境を形成する。

工事安全衛生目標	達成状況		
	5月	6月	7月
1. 安全パトロールにおける墜落災害に関する指摘を、各作業所3件以下とする。	0件	1件	1件
2. 安全パトロールにおけるクレーン・重機作業に関する指摘を、各作業所3件以下とする。	0件	0件	0件
3. 安全パトロールにおける公衆災害に関する指摘を、各作業所2件以下とする。	0件	0件	0件
4. 定期健康診断を作業員全員が受診する。	○	○	○

社長	工事部長	安全部長	作業所長

重点施策	実施事項	スケジュール												日常的な点検及び改善					
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	5月	6月	7月			
1. 安全パトロールにおける墜落災害に関する指摘を、各作業所3件以下とする。	1-1 足場の計画を法律に基づき適切に行う。 1-2 足場の始業時点検を徹底する。 1-3 作業員が足場の部材を外す場合は、社員に報告するとともに、復旧状況を社員が確認する。 1-4 高所作業時には、必ず安全帯を使用する。 1-5 脚立を使用する場合は、当社のルールに則り使用する。																足場の計画について施工検討会で検討。特に問題なし。パトロール指摘なし。	足場の始業点検を実施。安全帯を使用していない作業員が見られたので、安全衛生教育を実施した。パトロール指摘1件	足場の始業点検、安全帯の使用状況良好。足場部材の復旧忘れがあったため指導した。パトロール指摘1件
2. 安全パトロールにおけるクレーン・重機作業に関する指摘を、各作業所3件以下とする。	2-1 クレーン・重機作業は必ず作業計画を作成し、社員が確認したのち作業を行う。 2-2 クレーン・重機作業では、立入禁止措置を確実に行う。 2-3 重機作業時は、必ず監視人を付ける。																クレーンの作業計画の作成、立入禁止措置の実施良好。パトロール指摘なし。	クレーンの作業計画の作成、立入禁止措置の実施良好。パトロール指摘なし。	クレーン・重機作業なし。パトロール指摘なし。
3. 安全パトロールにおける公衆災害に関する指摘を、各作業所2件以下とする。	3-1 現場出入口にはガードマンを配置し、工事関係車両と一般通行車両及び歩行人の接触を防止する。 3-2 埋設物及び架線等は必ず位置を確認し、試掘や防護を行う。																ガードマンの誘導良好。架線の防護と埋設物の試掘実施。パトロール指摘なし。	ガードマンの誘導良好。パトロール指摘なし。	ガードマンの誘導良好。パトロール指摘なし。
4. 定期健康診断を全社員が受診する。	4-1 社員は定期健康診断を必ず受診する。 4-2 作業所長は、協力会社社員及び作業員が定期健康診断および特殊健康診断を受診しているか確認する。受診していない場合は、事業主に指導を行う。																定期健康診断受診。協力会社作業員の健康診断受診状況を作業員名簿で確認。	特になし。	協力会社作業員の健康診断受診状況を作業員名簿で確認。
5. 安全衛生管理活動	5-1 災害防止協議会 毎月最終金曜日 5-2 安全大会 毎月1日 5-3 安全施工サイクル 5-4 本社パトロール 5-5 安全衛生教育		◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	計画どおり実施。	計画どおり実施。安全衛生教育を墜落災害防止をテーマに実施。	計画どおり実施。
6. 年間行事	6-1 全国安全週間準備月間 6-2 安全大会 6-3 全国労働衛生週間 6-4 秋の交通安全運動 6-5 年末年始労働災害防止強調期間			⇔	●本週間				⇔	●本週間				⇔			予定行事なし。	計画どおり実施。	計画どおり実施。安全週間に特別パトロールを実施。

特記事項  
 快適な職場環境の形成実施事項  
 1. 土曜開所の実施(毎月第3土曜日)  
 2. 有給休暇の取得推進  
 3. 喫煙場所の設置  
 4. 熱中症対策の実施

# コンパクトコスモス運用のためのツール

コードNo.139600

中小規模建設事業場向け  
コスモス

**コンパクトコスモス**

**運用の手引き**



建設業労働災害防止協会

## 目次

1. コンパクトコスモスとは
2. コンパクトコスモスにおけるコスモスガイドラインの基本的事項の運用
3. ツール「コンパクトコスモス」(参考例)
  - (1) システムマニュアル
  - (2) 文書と様式

《参考 1》 コンパクトコスモス確立までの手順

《参考 2》 リスクアセスメントに関する参考資料

ダウンロード可

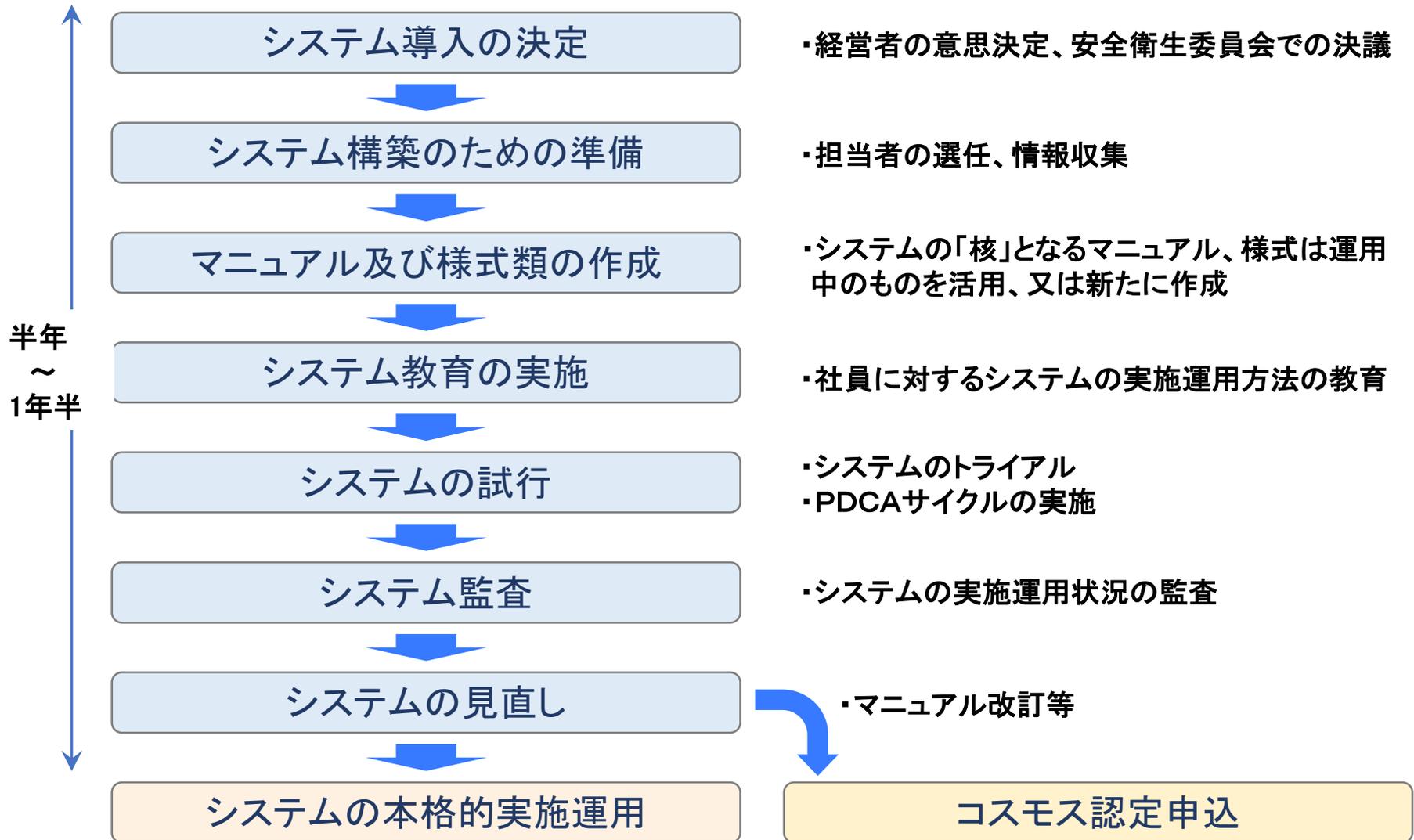
※ダウンロード版については、8月発行予定

# コスモス認定までの流れ

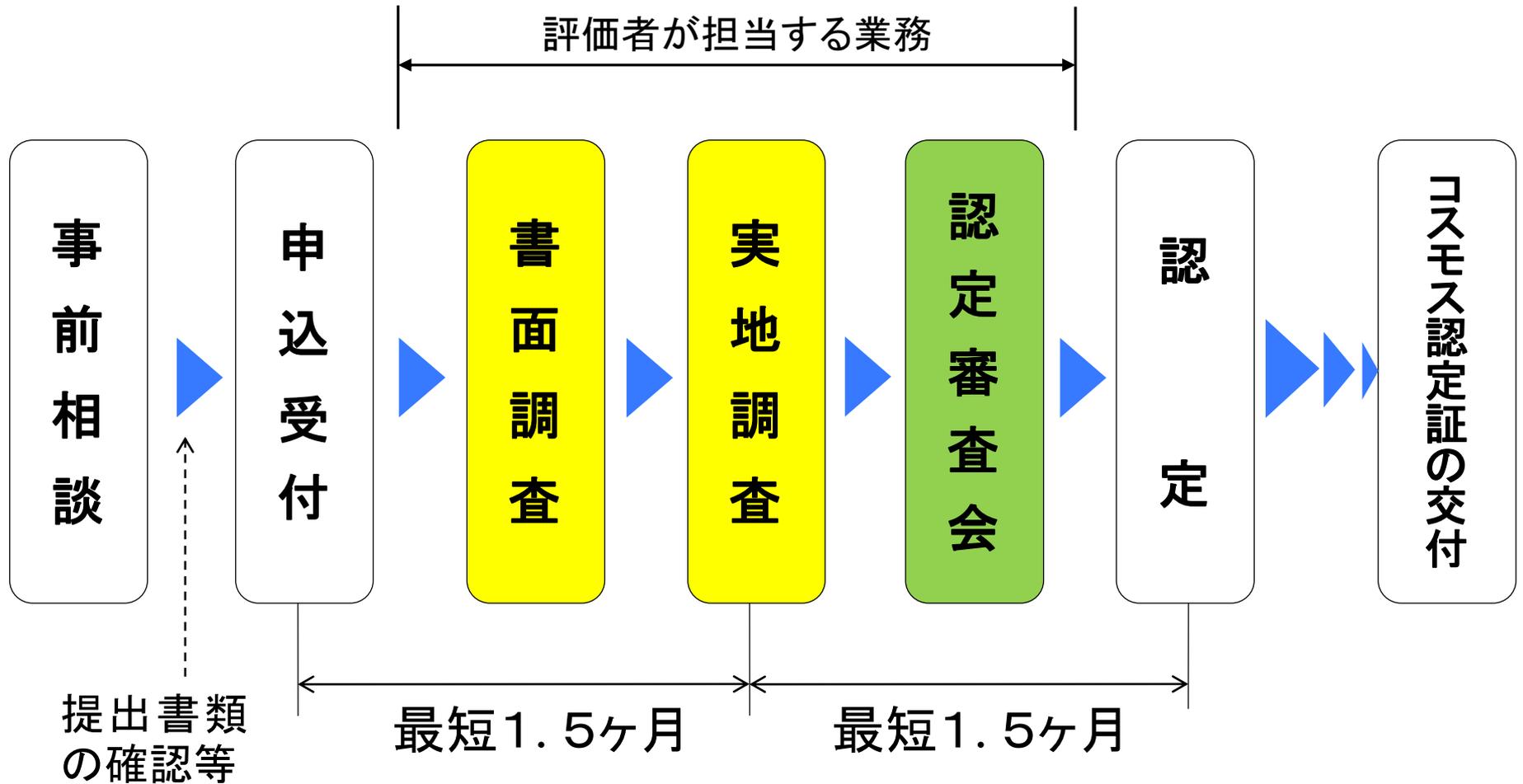


 建設業労働災害防止協会

# コスモスの導入から認定申込まで



# コスモス認定の流れ



〔申込みから認定までの期間は、申込み状況等により変わります。〕

# 実地調査のスケジュール例

## (コスモスの場合)

区分	時間	実施事項	出席者
1日目(店社)	9:00~9:30	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 開始時あいさつ (オープニングミーティング)</li> <li>・ 建設事業場の概要説明</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 社長又は支店長</li> <li>・ 店社管理監督者</li> <li>・ 店社安全衛生担当者</li> </ul>
	9:30~9:50	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建設事業者インタビュー</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 社長又は支店長</li> </ul>
	9:50~12:00	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 店社調査(1)(ヒアリング)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 店社管理監督者</li> <li>・ 店社安全衛生担当者</li> </ul>
1日目(作業所)	12:00~13:45	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 休憩(昼食)</li> <li>・ 作業所へ移動</li> </ul>	
	13:45~14:15	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ あいさつ</li> <li>・ 工事概要説明</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 作業所長</li> <li>・ 作業所管理監督者</li> <li>・ 店社安全衛生担当者</li> </ul>
	14:15~15:00	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 工事現場視察</li> </ul>	
	15:00~16:45	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 作業所調査(ヒアリング)</li> </ul>	
	16:45~17:00	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 講評等</li> </ul>	
2日目(店社)	9:00~11:30	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 店社調査(2)(ヒアリング)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 店社管理監督者</li> <li>・ 店社安全衛生担当者</li> </ul>
	11:30~12:00	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 終了時あいさつ (クロージングミーティング)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 社長又は支店長</li> <li>・ 店社管理監督者</li> <li>・ 店社安全衛生担当者</li> </ul>

# 実地調査のスケジュール例

## (コンパクトコスモスの場合)

区分	時間	実施事項	出席者
作業所	8:30～ 8:50	・挨拶、工事概要説明	<ul style="list-style-type: none"> <li>・作業所長</li> <li>・本社安全衛生担当者</li> </ul>
	8:50～ 9:20	・工事現場視察	
	9:20～ 9:35	・作業所各級管理者面談	
	9:35～11:50	・作業所調査(ヒアリング)	
	11:50～12:00	・講評等	
本社	12:00～13:00	・昼食、本社へ移動	
	13:00～13:10	・初回会議(挨拶等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社長</li> <li>・本社管理監督者</li> <li>・本社安全衛生担当者</li> </ul>
	13:10～13:25	・システム最高責任者の面談	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本社管理監督者</li> <li>・本社安全衛生担当者</li> </ul>
	13:25～13:55	・本社システム各級管理者の面談	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本社管理監督者</li> <li>・本社安全衛生担当者</li> </ul>
	13:55～17:00	・本社調査(ヒアリング)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本社管理監督者</li> <li>・本社安全衛生担当者</li> </ul>
	17:00～17:30	・最終会議(挨拶、講評等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社長</li> <li>・本社管理監督者</li> <li>・本社安全衛生担当者</li> </ul>

# コスモスの認定の費用(3年間で)

## コスモス認定(個別認定)

**認定費用** (建災防会員、税込)

117万7000円＋旅費・宿泊費

**実地調査日数**

前日移動日＋実地調査1.5日

## コンパクトコスモス認定

**認定費用** (建災防会員、税込)

60万7200円＋旅費・宿泊費

**実地調査日数**

前日移動日＋実地調査1日

# コスモスに関するお問合せ先

ご質問やご相談など  
お気軽に何でもお問い合わせください



## お問合せ先

### コスモスセンター

建設業労働災害防止協会 建設業労働安全衛生マネジメントシステムセンター(通称：コスモスセンター)

〒108-0073 東京都港区三田3丁目11番36号 三田日東ダイビル8階



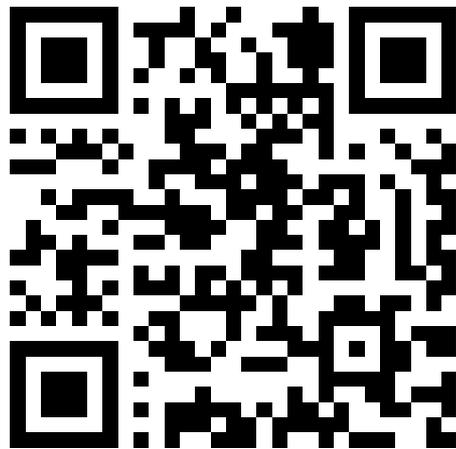
お電話でお問合せの方は  
**03-3453-1306**



FAXでお問合せの方は  
**03-5476-8362**

受講者アンケートにご協力をお願いいたします。

※説明会終了後に下記QRコード、又はURLよりご回答いただけます。



<https://e.cnz.jp/sv/estt/wPpYx5pN>

令和7年度  
建設業労働安全衛生マネジメントシステム  
コスモス説明会

